



2022年5月25日

各 位

東京都港区港南二丁目16番1号
大東建託株式会社
代表取締役社長 小林克満
(コード:1878 東証プライム・名証プレミア)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月28日開催予定の当社第48期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 事業目的の追加

当社グループの事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に次のとおり目的事項を追加するものです。

- ① 変更案第2条第41号は、暮らしに役立つ情報やサービスを提供するオンライン・プラットフォームサービス「r u u m」等の開始に伴うものです。
- ② 変更案第2条第42号は、賃貸建物等の仲介斡旋を行う「いい部屋ネット」のフランチャイズ事業への本格参入に伴うものです。
- ③ 変更案第2条第43号は、建築施工協会会社様などへの人材紹介事業の開始に伴うものです。

(2) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものです。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：2022年6月28日（予定）

定款変更の効力発生日：2022年6月28日（予定）

以上

この件に関するお問い合わせ先
大東建託（株）経営企画室
塩見、太田
03（6718）9068

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社の株式・持分を取得・所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>1. ~40. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>41. 前各号に付帯又は関連する一切の事業</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1. ~40. (現行どおり)</p> <p>41. <u>インターネット等を利用したポータルサイト、ECサイト等の管理・運営並びに各種情報提供サービスに関する業務</u></p> <p>42. <u>不動産に関するフランチャイズ事業</u></p> <p>43. <u>職業紹介事業</u></p> <p>44. (現行どおり)</p>
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p style="text-align: center;"><削 除></p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>(附則)</u></p> <p>1. <u>現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>